

時・令和5年11月22日（水）

於・特許庁16階特別会議室

産業構造審議会

知的財産分科会商標制度小委員会

第34回商標審査基準ワーキンググループ議事録

目 次

1. 開 会	1
2. コンセント制度の導入に伴う商標審査基準の改訂について（議題1）	2
3. 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う商標審査基準の改訂について（議題2）	15
4. 閉 会	26

1. 開 会

○根岸商標課長 ただいまから産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第34回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。

委員の方々におかれましては、御多忙の中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本ワーキンググループは8名の委員で構成されておりますところ、本日は委員の皆様全員に御出席いただいております。

それでは、以降の議事進行につきましては島並座長にお願いしたいと思います。島並座長、よろしくお願いいたします。

○島並座長 本日の議題について御紹介いたします。本日の議題は、議題1「コンセント制度の導入に伴う商標審査基準の改訂について」、議題2「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う商標審査基準の改訂について」でございます。

続きまして、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○根岸商標課長 では、配付資料の確認をいたします。資料につきましては、お手元にごございますタブレット端末を用いて御参照ください。タブレットのパスワードは、端末カバーの内側に記載してございます。

配付資料は、議事次第・配付資料一覧、委員名簿、資料1-1として商標審査基準改訂案（4条4項）、資料1-2として同改訂案（8条）、資料2として同改訂案（4条1項8号）、参考資料1、関連条文。

以上となります。

また、御参考までに、商標審査基準改訂第15版の冊子を机上に御用意しておりますので、御利用ください。

○島並座長 議題に入る前に、事務局から事務運営の説明をお願いいたします。

○根岸商標課長 委員の皆様におかれましては、御発言の際には挙手をしていただき、島並座長から指名されましたら、卓上のマイクのスイッチをオンにして御発言されるようお願いいたします。なお、発言の際にはマイクに近づいてお話しいただければと思います。

また、傍聴者の皆様におかれましては、常時マイクとカメラをオフにさせていただくようお願いいたします。チャット欄も御利用なさらないようお願いいたします。

また、本会議を録音することは慎んでいただくようお願いいたします。後日、議事要旨、議事録は特許庁ホームページに掲載いたします。

○島並座長 ありがとうございます。

2. コンセント制度の導入に伴う商標審査基準の改訂について

○島並座長 それでは、これより議題に入ります。

議題1「コンセント制度の導入に伴う商標審査基準の改訂について」でございます。

事務局より説明をお願いいたします。

○網谷商標審査基準室長 それでは、事務局より御説明申し上げます。

まず、資料1-1を御覧ください。「第4条第4項（先願に係る他人の登録商標の例外）の審査基準案」でございます。

これは、今般新設されました基準案でございます。枠囲いの中は、条文を記しております。

まず、「1.」でございます。4条4項が適用される場合を記しております。基準案は、「第4条第1項第11号により、指定商品又は指定役務における一般的・恒常的な取引の実情を考慮して類似と判断された商標であっても、引用商標権者の承諾があり、かつ、引用商標と出願商標に関する具体的な事情を考慮した結果、出所混同のおそれが生じないといえるものについては、本項を適用するものとする。」としたいと考えています。

続いて、「2. 他人の承諾について」でございます。これは、条文に記載されている「他人の承諾」の説明と、必要な時点を記しております。基準案は、「他人の承諾」は、商標登録出願に係る商標の登録について承諾する旨の引用商標権者の意思表示であって、査定時においてあることを要する。」としたいと考えています。

続く「3.」、こちらでも条文中にございます「当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品又は役務」について説明をしております。

なお、説明の効率化から、専用使用権者又は通常使用権者の部分については「等」で、「商標権者等」という形で説明をさせていただきたいと思っております。

基準案でございます。「当該商標の使用をする商品又は役務と同号の他人の登録商標に係る商標権者等の業務に係る商品又は役務」は、第4条第1項第11号の判断において互い

に同一又は類似の関係とされた、両商標に係る指定商品又は指定役務のうち、出願人と同号の他人の登録商標に係る商標権者等が出願商標又は登録商標を現に使用し、あるいは使用する予定の商品又は役務（以下「商品等」という。）のことをいう。」としたいと考えております。

続きまして、条文中の「混同を生ずるおそれがない」について、「4.」として具体的に明示をしております。

まず、(1)でございます。「混同を生ずるおそれについて」、基準案では、「「混同を生ずるおそれ」は、第4条第1項第11号の他人の登録商標に係る商標権者等の業務に係る商品等であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれがある場合のみならず、その他人の登録商標に係る商標権者等と経済的又は組織的に何等かの関係がある者の業務に係る商品等であると誤認し、その商品等の需要者が商品等の出所について混同するおそれがある場合をもいう。」としたいと考えております。

次に、(2)で、「「混同を生ずるおそれがない」ことが求められる時点・期間」の説明でございます。基準案です。「「混同を生ずるおそれ」の有無は、査定時を基準として、査定時現在のみならず、将来にわたっても混同を生ずるおそれがないと判断できることを要する。」としたいと考えております。

続きまして、(3)「考慮事由」について、例を挙げて説明をしております。基準案でございます。「本項における「混同を生ずるおそれがない」に該当するか否かは、例えば、下記の①から⑧のような、両商標に関する具体的な事情を総合的に考慮して判断する。なお、引用商標と同一の商標（縮尺のみ異なるものを含む。）であって、同一の指定商品又は指定役務について使用するものは、原則として混同を生ずるおそれが高いものと判断する。」としたいと考えております。

例でございます。①両商標の類似性の程度、②両商標の周知度、③商標が造語よりなるものであるか、又は構成上顕著な特徴を有するものであるか、④商標がハウスマークであるか、⑤企業における多角経営の可能性、⑥商品間、役務間又は商品と役務間の関連性、⑦商品等の需要者の共通性、⑧商標の使用態様その他取引の実情、これらを考慮事由として考えたいと考えております。

そして、これらの具体的な事情のうち、⑧については基準上今までに記載のなかった考慮事由であることから、aからgとしまして、「出願人から具体的な商標の使用態様その他取引の実情を明らかにする証拠の提出がある場合には、その内容を考慮する」として例

を挙げております。

まず、aでございます。こちらですが、「使用する商標の構成」としまして、例えば「結合商標の構成要素である図形と文字を常に同じ位置関係で使用していること」等を挙げております。

次に、bでございます。こちらは「商標の使用法」を挙げております。例えばですが、「商品の包装の特定の位置にのみ使用していること」等を挙げております。

cでございます。こちらは「使用する商品又は役務」として、例えばですが「一方は引用商標を指定商品「コンピュータプログラム」の中で商品「ゲーム用コンピュータプログラム」にのみ使用し、他方は出願商標を商品「医療用コンピュータプログラム」にのみ使用していること」等を挙げております。

続きまして、dでございます。こちらは「販売・提供方法」です。例えば、「一方は小売店等で不特定多数に販売し、他方は個別営業による受注生産のみを行っていること」等を挙げております。

eでございます。「販売・提供の時季」でございます。これは例えば、「一方は春季のみ販売し、他方は秋季のみ販売していること」を挙げております。

fでございます。「販売・提供地域」としまして、例えば「一方は北海道の店舗でのみ販売し、他方は沖縄県の店舗でのみ販売していること」を挙げております。

最後に、gでございます。こちらは「混同を防止するために当事者間でとることとされた措置」としまして、例えば「両商標に混同を生ずるおそれを認めるときは、相手方にその旨を通知し、協議の上、混同の防止又は解消のための措置をとること」を挙げております。

次に、(4)でございます。こちらは「将来の混同を生ずるおそれを否定する方向に考慮できる事情」を説明しております。基準案です。「混同を生ずるおそれがない」の判断の際に考慮される両商標に関する具体的な事情には、査定後に変動することが予想されるものが含まれるところ、将来変動し得る事情に基づいて商標登録を受けた場合、併存登録された両商標の使用によって将来混同を生ずるおそれが否定できない。そのため、将来の混同のおそれを否定する方向に考慮することができる事情は、さきに挙げました(3)の事情のうち、将来にわたって変動しないと認められる事情とする。」としたいと考えております。

そして、考慮できる事情としまして①及び②を挙げております。

①でございます。こちらは、「将来にわたって変更しないことが合意されている場合」としまして、出願人から、両商標に関する具体的な事情を将来にわたって変更しない旨の当事者間における合意として例えばですが、常に社名を併用していること、そしてさきに挙げました⑧の a から g に挙げているような具体的な事情を変更しない旨の合意があるようなもの、又はその要約が記載された書類が提出された場合には考慮できる事情として考えたいと思っております。

②です。これは、「将来にわたって変動しないことが証拠から認められる場合」として、さきに挙げました①のように合意に基づく場合の他、両商標に関する具体的な事情が、提出された証拠等により、将来にわたって変動しないと認められる合理的な理由がある場合には考慮できる事情として考えたいと思っております。

最後でございます。(5)として「混同を生ずるおそれが依然として認められる場合」を説明しております。「出願人から上記(4)の証拠が提出されたような場合であっても、依然として混同を生ずるおそれが認められる場合には、その商標登録出願は、第4条第1項第11号の規定に基づき拒絶するものとする。なお、そのような場合であっても、原則として、直ちに拒絶をすることはなく、当該証拠の内容を斟酌し、追加資料の提出等を求めるものとする。」としたいと考えております。

資料1-1の説明は以上となります。

続きまして、資料1-2についても説明をさせていただきたいと思っております。資料1-2を御覧ください。

こちらは、今回4条4項の条文が加わったことに伴いまして、既存の8条の「先願」の条文にも一部追記がなされました。具体的な条文の箇所は、「ただし」以降に下線でお示しをしたものとなっております。

審査基準の改訂箇所につきましては、「6.」としまして「第8条第1項、第2項、第5項のただし書について」というタイトルを一部新設しまして、内容として「「承諾」の有無、及び「混同を生ずるおそれがないとき」を判断するにあたっては、第4条第4項を準用する。」と記しました。なお、この「●」で示されている箇所については、さきに御説明しました4条4項の基準案が確定した後に「●」の番号を追記する予定でございます。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○島並座長 ありがとうございます。事務局から4条4項及び8条の基準案の説明がご

ございました。それぞれの基準案について、御意見等がございましたらお願いいたします。

大西委員、どうぞ。

○大西委員 ありがとうございます。日本商標協会の大西でございます。

「3.」のところ、商品役務についての説明を非常に分かりやすく書いていただきましてありがとうございます。お願いでございます。「4.」の「混同を生ずるおそれがない」についての項目とその上の「3.」の項目は、条文上明らかと思えますけれども、併せて読んで理解する必要があると思っております。現在の案では、文言をそれぞれ説明していただいているという形になっておりまして、「4. (1)」の「混同を生ずるおそれ」について、どの商品について、「混同を生ずるおそれ」が判断されるのかというところが必ずしも明確になっているわけではないのではないかと考えております。

11号の抵触する商品のうち、実際に使用する、もしくは使用する予定のある商品役務一つつまり、具体的に申し上げますと、コンセントの中で出てくる商品ないし役務のことになると思いますが、それについての「混同のおそれ」の判断であるということを確認にさせていただければありがたいと思っております。

○島並座長 ありがとうございます。今の点、事務局から何かコメントはございますでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 大西委員、貴重な御意見をありがとうございました。また、ただいま御指摘いただいた箇所につきましては、本日持ち帰りまして検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○島並座長 木村委員、どうぞ。

○木村委員 事務局の取りまとめ、ありがとうございます。今回、日本版コンセント制度の導入ということで、同意書プラス、その混同を生ずるおそれがないという旨の証拠を伴った主張、それから、それが将来においても変動することがないと。こういった要件で認め、この4条4項を適用して、4条1項11号の適用が外れると理解しています。

こういう理解をしているのですけれども、それで、さっき大西委員の言った点にもちょっと絡んでくるんですが、この「他人の承諾」なんですけれども、「他人の承諾」というのはいろいろなパターンがあって、海外の事例とかを見ますと、例えばこの出願商標の登録を認めますという、指定商品・指定役務についても全部認めますという場合と、あるいは抵触して、これは書き方の問題なのかもしれないんですけれども、引用商標権者が抵触する商品・役務についてのみ登録を認めますという、多分2パターンがあるのかなと思っ

ているんですけれども、この「他人の承諾」というのは、そういう意味では、出願商標の指定商品・役務のすべて登録を認める旨のコンセントと、あるいは、あくまでも抵触している範囲で登録を認めますという2つの承諾書があるというふうに考えてよろしいでしょうか。いや、多分あるんだと思うんですけれども、別に基準にはそこまで書く必要はないのかなと思うんですけれども、多分そういう場合も想定して出願人としては準備していく必要があるのかなと思った次第ですので、ちょっとその点を確認させていただきたいと思いました。

○島並座長 事務局、お願いいたします。

○網谷商標審査基準室長 木村委員、ありがとうございます。おっしゃるとおり2パターン等々あろうかとは思いますが、実際始まってみて、事例の蓄積をしつつ考えてはいきたいと思えます。かつ、基準に掲載するというようなお話とはまた違うお話とっておりますので、便覧なのか、あとはもしくは何かの際の説明等々では何か機会は設けたいと思えますが、今明確に何か必ずしもお示しできるようなことがあるといったような事情ではない点を御理解いただければと思えます。よろしいでしょうか。

○木村委員 ぜひ審査便覧のほうでフォーマットをある程度、英文版も含めてお示しただけると、その予見可能性も高まって非常に出願にとってはいいのかなというふうに考えております。

○島並座長 他いかがでしょうか。江幡委員、どうぞ。

○江幡委員 ありがとうございます。改めてフラットに読んだときにどうかというのを今お聞きしながら考えていたのですが、少しだけ気になったことが2つほどございます。

1点目は、「3.」のところの最後の3行です。本来は、「出願人が現に使用し、あるいは使用する予定の商品又は役務」というものと、同号の「他人の登録商標に係る商標権者等が現に使用し、あるいは使用する予定の商品又は役務等」ということで、2つ商品・役務があるということを前提にしているのですが、何も前提知識なく読んだときに、この「出願人と他人の登録商標に係る商標権者等が」というのが、「両者がともに」というふうに読めてしまわないかなというのが若干気になりました。そこはもしかすると、さきほど申し上げたように分けて記載したほうが、一般の方が読んだときには分かりやすいかもしれないなと思いました。

そして2点目は、3ページ目の「4.」の(5)のところ、で、「出願人から上記(4)の証拠が提出された場合」と記述があり、この「上記(4)の証拠」って何だろうと思ひ、上記(4)を

読むと、これは(4)の②の証拠のことを言っているように読めるのではないかと。つまり、①ではなくて②だけのことを指すのかなというふうにも読めてしまうのではないかという気がしました。これは①も含むということが分かるような表現ぶりというのを考えてみてもいいのかもしれないと思いました。

非常に形式的なところなのですが、改めて読んで気がついた点でございます。

○島並座長 コメントはいかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 江幡委員、ありがとうございます。ユーザーの皆様に広く知っていただきたいというのは我々としても思いは同様でございますので、記載ぶりについては「3.」及び「4.」の(5)の箇所についても併せて検討させていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○島並座長 法令等に見られるような厳密で重複のない書きぶりを、この審査基準でどこまで取るかという問題でもございますね。多少の重複があっても、一読して分かりやすいようにするという工夫も確かにあり得るかもしれません。ありがとうございます。

他いかがでしょうか。橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 橋本です。よろしく願いいたします。

弁理士会で検討したことですが、この3ページ目、cの「使用する商品又は役務」というところで、一方はコンピュータプログラムであってもゲーム用と医療用で区別できるということですが、この点について、場合によっては出願に係る指定商品について限定を求められることがあるというふうに伺っております。その点につきましては十分納得しておりますが、そういう必要性があるということを説明会や便覧でお示しいただけると、大変ユーザーとして分かりやすいと考えております。

それから、先ほども御意見があったように、フォームのようなものをお示しいただけるとありがたいのですが、ただ、それに固定されるというようなことがないように、御説明でもいただいているように、あくまでも例というような形で、「例えば」というものを示していただけるとありがたいと思っております。

あともう一つございまして、これももう御説明をいただいたことはあるのですが、グループ企業ですとか合弁企業の場合に、特にこの制度を使いたいというニーズがあると考えております。けれども、グループ企業だとか合弁企業だからといってすぐさまこの同意書が認められるというわけではなくて、説明が必要であるというお話を承っております。その点につきましても何らかの形でお示しいただくとか、今後御検討いただけますと大変あ

りがたく存じます。よろしく願いいたします。

○島並座長 3点いただきましたが、いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 橋本委員、ありがとうございます。

まず、冒頭いただきました用例のcのところについて、出願商標権者の指定商品・役務を絞る可能性があるといった点については、説明会もしくは便覧等で、そういった場合もあるというような形での記載もしくは周知を図っていきたいと思っております。また、フォームの点についても、用例は一部であって限定するものではないといったような注意書き等々で周知ができればという形で考えております。

あとは、グループ会社ですとか合弁企業といったところでございますが、私どものほうでも無論これを排除しているということではございません。ただ、合弁ですとかグループ企業の中には全く企業名が違うような方々も含まれておりますので、そういった場合の整理が必要となることから、庁内で検討させていただいた上で何らかお示しできるようなものを検討していきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○橋本委員 どうもありがとうございました。

○島並座長 大西委員、どうぞ。

○大西委員 ありがとうございます。先ほどの私からのお願いに関連してのことですけれども、先ほど、「4.」の(1)のところの書きぶりについては一度御検討いただけるということでありがたく思っておりますが、先ほど申し上げました私どもの理解が正しいかどうかを確認させていただければありがたいと思っております。つまり、この「混同を生ずるおそれ」の混同は、狭義の混同のみならず、いわゆる広義の混同も含むということでございますけれども、一般的に広義の混同というと、非類似の部分でみることが多いかと思いますが、「3.」と併せて「4.」(1)を読みますと、先ほど申し上げましたように、使用する予定もしくは使用している商品との関係において混同のおそれを見るということですので、あくまで11号の抵触商品の中の、しかももっと限定された使用の対象になっている商品についての広義の混同を含む混同をみるという理解で間違いはないでしょうか。

○島並座長 どうぞ。

○網谷商標審査基準室長 ありがとうございます。事務局としましては、類似商品・役務の範囲内であったとしても、広義の混同を生ずる場合はあると考えております。そのような場合には、4条4項を適用して併存登録を認めるといったことは需要者保護の観点からもよろしくないと考えていると。この回答でよろしいでしょうか。

○大西委員 はい。ありがとうございます。類似範囲での広義の混同をイメージすることは一般には容易ではないのではないかと考えておりますので、ぜひとも、この広義の混同に当たるような場合の例を示していただきたく、また、説明会を開催される場合には、この点を分かりやすく説明していただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○島並座長 事務局、いかがですか。

○網谷商標審査基準室長 大西委員、ありがとうございます。説明会ということの開催の際には、例示を踏まえて御提案をさせていただきたいと思っております。また、その際に、ちょっと私どもだけでは例示にどういうものが挙げられるかといった点で非常に苦慮しているような点もございますので、そういった際にはぜひ皆様の御協力をいただければ大変ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○島並座長 4条1項15号の「混同」も、広義のそれを含むわけですが、お手元の現行審査基準102ページにはその例が②として示されていますね。そうしますと、審査基準の中に広義の混同の例を示すこともあり得るということかと思えます。ただ、それがうまく見つかからないということであれば、今後の議論の蓄積を待って便覧等でお示しすることになるかと存じます。御指摘ありがとうございます。

今の点でも、あるいは他の点でもいかがでしょうか。相良委員、どうぞ。

○相良委員 私もちょうと形式的なことばかりになりますが、3点ほど、質問とコメントをさせていただきたいと思えます。

1点目は、「4.」の「混同を生ずるおそれがない」についてということで、この「混同を生ずるおそれ」は、第4条第1項第11号の…と続くのですが、実際には4条1項11号の条文に、「混同を生ずるおそれ」という文言はなくて、「出所混同のおそれがあるか否かにより判断する」と書いてあります。そうすると、「4条1項11号の云々の場合」と書くと、少し言葉が足りないのかなという気がします。かつ、この「混同のおそれ」の説明文は、4条1項15号の「混同のおそれがある商標について」のところの説明文と恐らく完全に同じになっているかと思うのですが、ここは「混同のおそれがない」というタイトルなので、場合によってはここを「混同を生ずるおそれがない」にして、「混同を生ずるおそれがない場合」という説明のほうがダイレクトなのではないか、という気がします。また、先ほど言った「4条1項11号の」で始まる部分は、「4条1項11号の類否判断において考慮される何々」といった書き方のほうが良いのではないかと思います。我々も当然のように読

んでしまっているのですが、いきなり読むと、「4条1項11号の他人の登録商標」といった表現は、少し読みにくいかなという気がしました。もう少し言葉を補充して正確に記載していただくほうが良いように思います。

それから、2点目が、事前説明のときも質問させていただいたのですが、3ページの(4)の2つ目の文章の書き方についてです。ここは少し言葉を補充していただいて大分分かりやすくなったとは思ったのですが、依然として、4行目から6行目にかけての「そのため、将来の混同のおそれを否定する方向に考慮することができる事情は、上記事情のうち、将来にわたって変動しないと認められる事情とする」という文章が、まだ分かりにくいように思います。例えばの修正案ですが、「否定できない。」の次に、「そのような場合であっても、将来の混同のおそれを否定する方向に考慮することができる事情があれば、その内容を考慮し、上記事情を将来にわたって変動しない事情と認めることができる。」といった修正はいかがでしょうか。私の修正案が、ここで言わんとしていることを正確に言い換えているかはちょっと自信がないのですが、私自身はこの文章をまだ理解できなかったので、修正について御検討いただければと思います。

最後は確認で、先ほど江幡委員もおっしゃった、(5)の「上記(4)の証拠が提出された場合であっても」というところです。これは、(4)は要するに証拠を提出することが前提とされているというふうに一応読めるのですが、(4)の証拠というのは、先ほどの江幡委員の御指摘にも通じるのかもしれないのですが、唐突な感じがあるように思います。また、ここでは、証拠を出すのは(4)の場合だけに限られるのか、(3)の考慮事由に関連して何か証拠を出すというようなことは考えられないのか、という点を一応確認させていただきたいと思います。証拠を出す場合というのは(4)の場合だけです、ということであれば、先ほどの(4)が①も含むように記載する、というような工夫をいただければ足りると思いますが、(4)だけではなく他の場合にも証拠を出すことが考えられないのかどうかを教えてくださいたいなと思いました。

以上です。

○島並座長 また3点いただきました。事務局、いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 相良委員、ありがとうございます。

まず、「4.」の(1)の書きぶりについては、いただいた御意見を持ち帰りまして、いま一度考えてみたいと思います。御指摘ありがとうございます。

続きまして、3ページ目の(4)の御指摘でございますが、「そのため、」以降をいま一度

確認させていただきますと、「そのため、将来の混同のおそれを否定する方向に考慮できる事情があれば、その内容を考慮し、将来にわたって変動しないと認めることができる」といったような内容でございますか。

○相良委員 はい、そのような内容です。

○網谷商標審査基準室長 承知いたしました。この点についても、いただいた御提案を持ち帰って検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

最後の、(5)の「上記(4)の証拠」の箇所でございますが、この前の2ページ目の⑧のところについても、例えばですが、証拠の提出があるような場合はその内容を考慮するとしましてaからgを挙げているような点がございまして、この(5)の箇所については「(4)の証拠が」としてしておりますが、他の箇所についても証拠の提出があれば認めるというような形で柔軟な対応を取っていきたいとは思っておりますが、分かりにくいということであれば、その御指摘を踏まえて、持ち帰って検討させていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○相良委員 最後の点については、要するにここだけ読むと、(4)の「将来の混同を生ずるおそれを否定する方向」の証拠が提出された場合であっても、依然として「混同を生ずるおそれが認められる場合には…」というふうに読めるように思います。混同を生ずるおそれが認められるか否かを判断するのは、将来の混同のおそれについての証拠だけです、というように読めるような気がしたので、そのように読めてしまって問題がないのだろうか、という意味です。

○網谷商標審査基準室長 分かりました。ありがとうございます。検討させていただきます。

○島並座長 他の方、いかがですか。徳若委員、どうぞ。

○徳若委員 日本知的財産協会商標委員会の徳若でございます。私からは、2点ほど要望のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目ですけれども、「4.」(3)⑧「商標の使用態様その他取引の実情」というところでa.～g.まで挙げていただいております。非常に分かりやすい事例を出していただきまして感謝申し上げます。これらにつきましては、いずれも混同を生じるおそれがないというような判断に傾くための事例というふうにお見受けするんですけれども、この中で1つや2つ、これに全く反するものがあっても、総合的に混同を生ずるおそれがないという判断がされるということに関しましては、審査基準に書くかどうかはさてお

き、法改正に関する説明会のほうで周知いただけますと非常に助かります。

2つ目ですけれども、先ほどからお話が挙がっております様式・書式のお話になります。9月に行われましたTM5のユーザーセッションにおかれましても、このコンセント制度につきましては諸外国のユーザー団体からも、より内容を明確にしてほしい、何を出せば認めてくれるのかというのをしっかりと提示してほしいといった意見が出ましたし、それに関する質疑応答もなされております。国内外のユーザーから非常に今回の法改正は注目度が高いということが言えます。もちろんこれは日本のユーザーにとっても実際利用する際に何が必要でどうすればいいのかというところ、まだこれから事例の蓄積を持って検討されるというふうにお聞きしてはいますけれども、ただ、実務はまだどんどん進行していくというところもありますので、なるべく早い段階で、あるいは法改正に関する説明会等で一定の指針が出ることを期待しております。

以上でございます。

○島並座長 ありがとうございます。今の点いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 いただいた2点の御指摘につきましては、私どものほうでもTM5の結果は聞き及んでおりますし、その御指摘を踏まえて内容については十分精査、フォーマットの精査については日本語、英語、あとは例に限定されるものではないといったような先ほどの橋本委員の御指摘も踏まえて考えていきたいと思っております。

また、aからgの例ですとか、①から⑧、これに限定されるものではありませんので、全くこれから外れるような場合でも認めるようなものはあろうかとは思っております。説明会等で周知の徹底を図っていきたくと思っております。御指摘ありがとうございました。

○徳若委員 よろしく願いいたします。

○島並座長 今回の点は、広い意味では(5)の位置付けと共通する問題ですね。つまり、それぞれの要素が認められたとしても、なお全体として総合的に考慮した場合には、混同のおそれありという判断もあり得るということの、一つの表れだと思います。その点が明確に分かるようにお示しするという事は、あっていいように私も思いました。

他はいかがでしょう。金子委員、どうぞ。

○金子委員 基本的な審査基準案の内容については異論がないところですが、先ほど江幡委員からも御指摘があったように、一般の方が見たときに誤解を招くような表現になっていないかという点だけは少し確認をいただければというふうに思います。

あと、もう一つは、今も出たように、やはりいろいろな事情の総合考慮ということにな

らざるを得ないところであり、特に、出発点となる商標や商品・役務の類似性の度合いによって混同のおそれがないことについてどの程度の資料が提出される必要があるかということが大きく変わってくることになろうと思います。かなり遠い類似のような関係の場合には、多分合意のようなものを詳しく出さなくても混同のおそれはないというふうに見える例が十分にあると思う一方で、商標と商品役務が同一・同一の場合には、「混同を防止するために当事者間でとることとされた措置」の例に挙がっているような、こういうふうな抽象的に話し合って対応するというレベルだけではなかなか混同のおそれも払拭できないというようなこともあろうかと思えます。そういった意味でなかなか基準として書くというのは難しいと思うんですが、そのような総合考慮のような判断にならざるを得ないというようなことも、なるべく分かりやすく明確にできるものは明確にしつつ、ただ、他方で最終的にはある程度総合考慮にならざるを得ないということも説明会等で伝えていくのがよろしいのではないかというふうに思います。

以上です。

○島並座長 何かコメントはございますでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 金子委員、貴重な御意見をありがとうございます。おっしゃるとおり、私どもの中で考えても、いろいろなケースがあるだろうといったことについて議論が終始してしまうような実態がございます。そのため、総合考慮にならざるを得ないというような御指摘はごもっともですので、そういった点についても説明会もしくは便覧等々で周知を図ってはまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○島並座長 (3)考慮事由のなお書きのところ、商標と商品役務が同一・同一の場合だけは原則として混同を生ずるおそれが高いという留保が付されているわけですが、それ以外については全体としての総合考慮だということですね。確かに、その旨もう一押し確認的な記載があってもいいかもしれません。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。木村委員、どうぞ。

○木村委員 すみません、ちょっと基準から外れてしまうんですけれども、適用関係なんですけれども、この改正法の施行日、施行日政令というのはもう定まったのでしょうか。

○島並座長 事務局、いかがでしょうか。どうぞ。

○小林商標制度企画室長 木村委員、どうもありがとうございます。来年の4月1日施行予定ということで示されてございます。

○木村委員 そうしますと、基本的には来年4月1日に出願して、それ以降にこの4条1

項11号の拒絶理由がかかったときに4条4項の主張ができるということですか。

○小林商標制度企画室長 そうですね。施行日以後の出願が該当するということになりません。

○木村委員 そうすると、2月、3月に出願していて11号がかかったような場合には、従来どおりの類似・非類似の辺りを主張・反論していくということですね。

○小林商標制度企画室長 はい。

○木村委員 ありがとうございます。

○島並座長 経過規則の書きぶりにもよると思うのですが、本件は査定時ではなくて出願時だということですね。ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、記載ぶり等について御指摘も様々ないただきましたが、基本的な骨格については特に反対意見はございませんでしたので、本ワーキンググループとして本基準案については御了解をいただけたものとしてよろしいでしょうか。

なお、今日御指摘をいただいた点につきましては、必要に応じて事務局を中心に修正を図りたいと存じます。修正につきましては、座長であります私に、僭越ですが御一任いただいてもよろしいでしょうか。——ありがとうございます。

3. 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う商標審査基準の改訂について

○島並座長 それでは、次の議題に移らせていただきます。議題2は、「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和に伴う商標審査基準の改訂について」でございます。

では、事務局より説明をお願いいたします。

○網谷商標審査基準室長 それでは、説明をさせていただきます。

まず、資料2を御覧ください。

こちらは、4条1項8号でございます。これは既存の審査基準がございますので、新たに条文を追加された箇所のみを修正を加えています。前回のワーキングにおいてイメージとしてお見せしたものを、今回、新旧対照表といった形式に落とし込みました。左側に改訂案、右側に現行の審査基準をお示ししておるような書式となっております。

そして、まず冒頭の枠でございますが、こちらは8号の条文及び商標法施行令となっております。施行令は現在パブリックコメントを終了しまして庁内手続に入っていることか

ら、「パブリックコメントで示された案」といったような一文が付されているような次第でございます。

では、改訂された箇所について説明をさせていただきます。

「1.」については、修正はございません。

「2.」でございます。こちらが今回新たに新設された箇所となります。

まず、(1)「商標の使用をする商品又は役務の分野」についてでございます。基準案ですが、「商標の使用をする商品又は役務の分野」の判断にあたっては、人格権保護の見地から、必ずしも、当該商標の指定商品又は指定役務のみならず、当該他人に係る商品又は役務等との関連性をも勘案して判断する。」としたいと考えています。

続いて、(2)でございます。こちらは「需要者の間に広く認識されている」についてです。基準案は、「需要者の間に広く認識されている」は、「商標の使用をする商品又は役務の分野の相当程度の需要者に認識されている場合をいう。なお、判断に際しては、人格権保護の見地から、その他人の氏名が認識されている地理的・事業的範囲を十分に考慮した上で、その商品又は役務に氏名が使用された場合に、当該他人を想起し得るかどうか留意する。」としたいと考えております。

次に、「3.」「4.」「5.」については項番のみ修正を加えております。

次に、「6.」でございます。さきに御紹介させていただきました条文中に新たに追加された文言を「6.」は引用している箇所がございます。そのため、該当箇所には同様の追記を加えた基準案となっております。

続きまして、「7.」については項番のみの修正を加えております。

最後に、「8. 政令で定める要件」でございます。こちらについては新設となります。基準案は、「(1)「商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること」について」でございます。こちらは例でお示しをしております。「出願商標に含まれる他人の氏名が、出願人の自己氏名、創業者や代表者の氏名、出願前から継続的に使用している店名等である場合は、相当の関連性があるものと判断する。」としたいと考えております。

続きまして、(2)でございます。こちらですが、「商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと」について」といってこちらも例をお示しをしております。「他人への嫌がらせの目的や先取りして商標を買い取らせる目的が、公開されている情報や情報提供等により得られた資料から認められる場合は、不正の目的があるもの

と判断する。」としたいと考えております。

基準の改訂の箇所は以上となります。御審議のほどお願い申し上げます。

○島並座長 ありがとうございます。

事務局から御説明がございました4条1項8号の基準案につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。相良委員、どうぞ。

○相良委員 内容については特に異存ございませんが、またちょっと形式的な話になってしまうのですが、1点だけ指摘させていただきます。「2.」の(2)の「需要者の間に広く認識されている」についてのところの説明なのですが、「需要者の間に広く認識されている」という文言は4条1項10号にもあって、その要件と同じなのか何か違うのか、という話は以前からもあったかと思えます。ここでは人格権保護の見地から判断するから、少し内容が違ってきます、という御説明はあったかと思えます。その点はそうであると理解して、そうすると、このなお書き以降の記載はそのとおりでいいかなと思えますが、その上の部分ですね。「需要者の間に広く認識されている」は、商標の使用をする商品又は役務の分野の相当程度の需要者に認識されている場合をいう。」という説明を入れていただいているのですが、10号のところの説明などを拝見するに、10号では需要者の範囲の話とか、全国的か地方かとか、そういった説明を入れているにとどまっていて、「広く認識されている」という文言については、「相当程度の需要者に認識されている場合である」というような説明は特に入っていません。「相当程度の需要者に知られている」というのは「広く知られている」を言い換えていらっしゃるかと思うのですが、10号では特に言い換えたりされていないのに、ここでは言い換えて説明されているため、かえって何か意味があるのだろうかと思ってしまうと申しますか、あえて言い換えているのに何か意味があるのだろうか、と気になってしまいました。私の意見としては、「需要者の間に広く認識されている」の判断に際しては」と書いたうえで、2段落目のこの内容だけを書くほうが良いのではないかと思います。「広く認識されている」という要件について、ここの条文ではこういう事情を考慮しますよということだけ書いてあれば足りるのではないかと思います。この「相当程度」という文言は、その意味についていろいろ考えてしまうので、御検討いただければ幸いです。

○島並座長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 相良委員、ありがとうございます。また、より簡潔で分かりやすい御提案をいただきましてありがとうございます。いただいた御指摘を踏まえまして、

事務局内で再度検討させていただきたいと思います。貴重な御意見ありがとうございます。
○島並座長 「相当程度」がなお明確でないということであれば、今後の運用等に委ねるという対応でもまだよいのですが、他の条項と比較した場合に却ってミスリーディングであるというのは、ちょっと避けなければならないという気もいたしますね。御指摘ありがとうございます。

江幡委員、どうぞ。

○江幡委員 相良委員の御指摘と似たようなところで、改めて読んだときに分かりづらいかもしれないという点なのですが、「2.」の(1)で、この「商標の使用をする商品又は役務の分野」の判断にあたっては、人格権保護の見地から、必ずしも、当該商標の指定商品又は指定役務のみならず、当該他人に係る商品又は役務等との関連性をも勘案して判断する。」とされています。この内容に異存はないのですが、「当該他人に係る商品又は役務等との関連性」とは何か、一般的な観点で読んだときによく分からないのではないかと。これは「当該他人について想起・連想される」という趣旨なのかもしれないけれども、その「係る」との用語が、そのような意味だとそのまま理解できないところがあり、疑問が生じる可能性があるように思います。例えば「5.」のところでは「含む」について、「当該他人を想起・連想させる」と説明していますので、「係る」についても「想起・連想させる」という趣旨であれば、そのような表現のほうが、意味が分かりやすいのかなと思いました。

あとは、この後につづく「商品又は役務等」の「等」とは何かという点も疑問が出てくるかなと思いました。タイミング的に遅いかもかもしれませんが例をつけられるものであるならば、例があったほうが分かりやすいのではないかと思います。例えば、以前の資料にあったような、中華料理の著名な料理人について、「チャーハンのもと」は想起される、といったような何らかの例があるほうが分かりやすいかもしれないと思いました。

以上です。

○島並座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 江幡委員、御指摘をいただきましてありがとうございます。(1)の下から2行目、「当該他人について想起される」といったような記載ぶりの変更については持ち帰って検討させていただきたいと思います。

あと、もう1点御指摘があったと思っておりまして、その後段に続きます「商品又は役務等」の、この「等」に何が含まれているのかという御指摘と理解はしております。これ

については、前回御指摘——例えばですが、必ずしもその商品ですとか役務のみに限られず、芸能人の活動ですとかそういったようなものもあるのではないんですかというような御指摘をいただいたので、それを踏まえて「等」としたような経緯がございます。「活動」と入れることも内部では検討はしたんですが、ちょっと「活動」というのが過去に出てきたことがないといったことと、あと、ちょっと正直浮いてしまうのかなといったようなことも考えまして、「等」で置き換えてお示しをしたというような形になっておる次第でございます。

○江幡委員 どうしても商標の世界では「商品又は役務」が全てをカバーしているようなところがあり、この「等」の1文字で一般の方がそこまで読めるかなというのがちょっと分からないので、もし、そのように読むのだとしたら審査便覧とか説明会資料の中で、なぜここに「等」が入っているのかということをお説明いただくと分かりやすいかと思われました。

○網谷商標審査基準室長 ありがとうございます。そうさせていただきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○島並座長 橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 よろしくお願いたします。どうしても弁理士ですので、実務家としてこの制度が導入されたときにどのように使うかというようなことを考えてしまいまして、そうすると、この審査基準の読み方というか、審査基準のまた解釈の仕方みたいなものに疑義が生じないように説明会等で御説明いただきたいと考えております。2点ございまして、1つが「8.」の「政令で定める要件」の(1)の関連性のところで、「出願人の自己氏名」云々で、最後が「継続的に使用している店名等」なんですけれども、その「店名等」のところにもいろいろと議論に出ていた様々なものが入ってくる可能性があるかなというふうに考えておりまして、例えば使っているキャラクター名ですとか、芸名ですとか、あとはライセンサーであるときのそのライセンサーの名前ですとか、そういったものが入る余地があるのかなのかというようなことについても説明していただけますと大変ありがたいと思います。

もう一つにつきましては最後のところですが、「8.」の(2)の最後で「不正の目的があるものと判断する」場合というのが、「公開されている情報や情報提供等により得られた資料から認められる場合」ということで、この点については、出願人が自ら出願のときに例えばその点について明らかにする必要がないということを伺っておりまして、主に審査

官が職権審査と情報提供で判断していただけるというようなことでもございましたので、その点についても明確にさせていただきますと大変この制度が使いやすいというか、理解しやすくなるかなと思います。よろしくお願いいたします。

○島並座長 事務局、いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 橋本委員、ありがとうございます。御指摘いただきましたキャラクター名等については前回ワーキングでも御指摘をいただいている箇所でありまして、相当の関連性があるかどうかといった点はやはりどうしてもケース・バイ・ケースにならざるを得ないのかなとは考えておりますが、便覧ですとか説明会等々で、補足等々もさせていただきたいと思っておるような次第でございます。

また、不正の目的のところについては、審査官が職権で調査もしくは情報提供によってといったような点についても、説明会等での周知を図ってまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○橋本委員 どうもありがとうございます。

○島並座長 金子委員、どうぞ。

○金子委員 審査基準案の内容については私も異論のないところなのですが、先ほどから御指摘のあった「相当程度の需要者」というのは、これはなかなか難しいところで、恐らく趣旨としては、指定商品・役務との関係ですごく割合的に高く知られているという必要があるということではなくて、その指定商品や役務に関連する需要者は広範な需要者の中でも、その中に包含されたり、かなり重複するような形で、ある個人の活動が重なっているときにかなりの数の需要者に知られているというような状況については、割合的には低くても人格的利益のほうの観点から、この「相当程度」に該当するものとして拒絶をするというような趣旨ではないかというふうに理解をしております。そうすると、場合によっては「相当数」とか何か、そういう書き方にしてもいいのかなとは思いますが、「相当程度」ということでもそういうことだということを説明会等で説明いただければ、一応趣旨としては伝わるのではないかというふうには思うところではあります。

あと、もう1点、先ほど御指摘もあった出願人との相当の関連性については、審査基準案の記載としてはこの内容で私も異論がないところですが、まだこれまで使ってきたわけではないけれどもこれから使おうと思っような、例えば芸名とかそういったものでも、真摯に芸名として使っていこうという意思があるような場合には相当の関連性を認めてもよいと思いますので、そういうものが含まれないという趣旨ではないというよ

うなことをここで確認をさせていただければというふうに思います。

○島並座長 事務局、いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 金子委員、御指摘いただきましてありがとうございます。

まず、最初にいただきました「2.」の(2)の「相当程度の」といったような箇所につきましては、御指摘のとおり、数の話をしているものでございます。ただ、「相当数」と入れてしまうと、では何人以上だったらという話に必ずなりがちでございますので、「相当程度」といったことでの基準案でお示しをさせていただいた次第です。ただ、先ほどお話しいただきましたとおり、説明会等々でお示しを、数であるといったようなことのお話はしていきたいと思っておるような次第でございます。

あと、もう1点御指摘いただきました点でございますが、御指摘のような場合に、芸名等の相当の関連性の点につきまして、使用の準備の状況ですとか、あとは氏名をする必要性等々の事情を説明いただきまして、それを考慮して相当の関連性が認められる場合もあるかという点までは内部でも議論はしているところでございます。また、そのようなニーズがあるといったようなことも重々承知はしておりますので、便覧もしくはこちらで説明会等で補足をしていきたいと考えております。御指摘いただきましてありがとうございます。

○金子委員 ありがとうございます。

○島並座長 徳若委員、どうぞ。

○徳若委員 ありがとうございます。今回の4条1項8号の基準案につきましては、弊委員会の中でも特段大きな異論などはございませんでした。基準案についてはおおむね賛成しております。

その上で、一コンテンツ企業の商標実務担当者としてしましては、先ほど橋本委員からもお話がありましたとおり、相当の関連性については基準案に書くことではないと思うんですけども、法改正に関する説明会等で周知いただければと思います。実際のところ、出版社としましては、著者の方々といわゆる出版に関する契約であったり、あるいは著作物の利用に関する契約の中で商標に関する取決めのほうも行っておりますけれども、この中で、今回新たに人の名前、氏名に関する商標登録という情報が入りますので、場合によってはその辺りの見直しも、弊社のみならず他の出版社様も恐らく関連するところはあるかと思っておりますので、その点、基準案等ではないにしても、他の場面で説明いただけると非常に助かります。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○島並座長 事務局から何かございますでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 徳若委員、ありがとうございます。また、J I P A様内でも御意見を集約していただきまして大変ありがたく存じます。あと、コンテンツ企業の立場からの御発声につきましてはこちらのほうでも重々承知はしておりますので、その点を踏まえて説明会等々で補足をしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○島並座長 木村委員、どうぞ。

○木村委員 私も、この基準案については異存はございません。特に日々相談を受けていますと、やはりアパレル関係の人たちは、よくデザイナーさんのお名前とか、そういったものを登録したいと。日本ではこういう4条1項8号があつて、なかなか他人とぶつかって登録できない場合もあるんですけども、他方で諸外国を見てみると、実は著名な人の名前でなければ登録できるとか、いろいろな国の制度によって登録できる場所もございますので、日本がこれで登録できるようになってきますと割とこのブランド関係はワールドワイドに自分たちのブランドとして使っていけるのではないかなということで、かなり期待できるのではないかなと思っております。

その意味では、ちょっと金子委員からの御指摘もありましたけれども、相当の関連性のところで、自分の名前であればもちろん問題ないと思うんですけども、今後、ここに書いてあるのは今まで使ってきたようなものなんですけれども、やっぱり今後はどんどんビジネスとしてその名前を使っていきたいという人たちもそれなりにいると思いますので、そういった例も何か1個——まあ、「等」で読めばいいのかもしれないんですけども、そういった例も入れていただくと、何かいけるんだなというのが分かっているのかなと思います。別に基準でなくてもいいとは思いますが、説明会でもいいとは思いますが、そういうのを言っていただければと思います。

以上です。

○島並座長 コメントはございますでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 御指摘いただきましてありがとうございます。何らかの形で補足ができればとは思ってはおりますけれども、必ずしも今後出願をされるといった方、世に出ていない方の場合において、必要性とかそういうような関連性等々を重々に我々も検討をする必要があるとは思っておりますので、御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○木村委員 ちょっと懸念していたのは、やっぱり出願人の名前とその商標に含まれる名前が違っていると、多分自動的にこの4条1項8号の共通理由が、今までどおりに相当の関連がないということにかかるんですけれども、実はそうではないというのをみんな思っているわけなので、そこがうまく——この前も何か議論がありましたけれども、願書のその他の欄に相当の関連性があるという辺りを書くのか、あるいは出願した直後に、出願番号がついた後に上申書か何かでそれを主張するのか。それで要するにOAが変わってくる。そのまま登録になる場合もありますし、それでまた期間が1か月、2か月とかずれてくるとちょっと嫌だなという出願人もいると思いますので、その辺りもぜひ、何かうまくオペレーションが回るようになればいいかなと思います。

以上です。

○網谷商標審査基準室長 木村委員、ありがとうございます。その点については、出願人の氏名と他人の氏名が一致しないようなときには、御指摘のように出願時に関連性を示す証拠書類を提出していただいたり、あとは上申書等で述べていただくことは重々可能と考えている次第です。ただ、実務的にどのような運用が可能かといった点については便覧等で整理していきたいと考えておりますので、皆様にはまた引き続き相談の機会をいただければと思っております。御指摘いただきましてありがとうございます。

○島並座長 商標使用の発展助成に係る財産的な利益ではなくて、あくまでも人格的利益の保護だということですので、保護すべき人格的利益をどういう局面で認めていくのかの判断はケース・バイ・ケースもあろうかと思えます。この審査基準は、あくまで一例として継続的に使用している店名等を挙げているということですので、それ以外の非継続的な場合を全て排除する趣旨ではないと思いますけれども、どういうときに人格的な利益の保護を認めていくかは今後事例が蓄積していくものと存じます。

他はいかがでしょうか。大西委員、どうぞ。

○大西委員 すみません、もしかしたら私の聞き間違いなのかもしれませんが、今、木村委員の御発言の中に、出願人の名前と商標に含まれる氏名が異なる場合は自動的に8号というふうにおっしゃったと理解したのですが、8号の拒絶理由になるのは、職権で調査をされて同姓同名のお名前の方がいらっしゃる場合に限るのであって、それが見つけられない場合は8号の拒絶理由にはならないと理解してよろしいのでしょうか。それとも、出願人の名前と一致していなければ8号の拒絶理由がかかって、その政令要件のところの確認が必要になるということなんでしょうか。

○島並座長 事務局、いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 大西委員、ありがとうございます。今の御指摘の点でございますが、他人が存在する場合においてはかかるというような形でございますので、必ずしも一致しないから直ちに相当の関連性があるとは言い難いというようなことではないとは考えております。

回答になっておりますでしょうか。

○大西委員 はい。ありがとうございます。前回のフローチャートとそれで一致しております。

○島並座長 他はいかがでしょうか。江幡委員、どうぞ。

○江幡委員 すみません、先ほどお伝えすればよかったのですが、もう1点だけお願いしたいところがあります。「2.」の(2)では「需要者の間に広く認識されている」で止めているのですが、そこにぜひ「氏名」を入れていただきたいです。その理由としては、「需要者の間に広く認識されている商標」というのは条文ごとにいろいろ幾つもあって、その「需要者において広く認識されている」とは、「商標が広く認識されている」と「氏名が広く認識されている」のではその趣旨も違うのではないかと思います。例えば地域団体商標だとこのぐらいの範囲に認識されている必要があるとか、同じ「需要者において広く認識されている」との言葉の中ですら周知性のレベルの違いにばらつきがある中で、さらに新しく「需要者の間に広く認識されている」という用語が出てくると混乱するように思います。これはあくまでも「需要者の間に広く認識されている氏名」の話だということがクリアになったほうがよいかなと個人的に思いました。

○島並座長 いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 江幡委員、御指摘いただきましてありがとうございます。今の御指摘、「氏名」の文言を含むといった点については、御指摘を踏まえ検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○島並座長 ここは括弧書きがございまして、(2)「需要者の間に広く認識されているについて」という説明なので、括弧書きされている文言についての説明だけをしているという構造になっているんですね。ただ、例えばその説明文において、「需要者の間に広く認識されている」の主語として、「氏名が」という文言を最初に入れる対応もありますでしょうか。

○江幡委員 そうですね。それも有り得ると思いますし、「需要者の間に広く認識されて

いる氏名について」にして、需要者の間に広く認識されている氏名はそういう氏名を言うみたいことでも良いと思います。

○島並座長 なるほど。定義の対象に最初から「氏名」を含んでしまうということですね。

○江幡委員 はい、そうですね。希望としては「広く認識されている氏名」という形のほうがいいかなど。他の基準でも「需要者の間に広く認識されている商標」ということで説明しているものもあるようですので、「氏名」を入れた形での説明のほうがより分かりやすいかなと思いました。

○島並座長 よろしいですか。

他はいかがでしょうか。金子委員、どうぞ。

○金子委員 これは審査基準でということではないんですが、実は改正後の4条1項8号の「他人の氏名」の文言って、実は結構ぱっと見には分かりづらいところが少しありまして、同姓同名の他人がいる場合に承諾が要る場合と承諾が要らない場合——承諾を必ずしも要さないけれど相当の関連性と不正な目的がない場合という2つのタイプがあるんですが、恐らくこの条文を単に条文だけを素で見るとなかなか分かりづらいところがありまして、もちろんこの商標の出願等に関わる方々というのは恐らく認識できると思うんですが、説明会の説明で、審査基準の中に書く必要はないと思うんですけれども、この2つの承諾が要るものとそうでないものがあるということを分かりやすい形で整理して説明をいただき、既にこれまでの資料でも十分分かりやすく説明いただいているんですが、審査基準の中でそこまで丁寧に書く必要はないと思うんですけれども、その辺りは丁寧に説明いただければというふうに思っております。

○島並座長 いかがでしょうか。

○網谷商標審査基準室長 金子委員、御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおり、承諾が要るもの、要らないものといったようなパターン分けでの説明会等での説明、もしくは何らかの御紹介する機会において丁寧な説明に終始していきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○島並座長 他はいかがでしょうか。

では、こちらにつきましても大筋については特に反対意見はございませんでしたので、本ワーキンググループとして本基準案についておおむね御了解をいただけたものとしてよろしいでしょうか。——ありがとうございます。

記載ぶり、特に例示を加えること等につきましても様々な御意見をいただきました。いた

だいた箇所につきましては、本日の議論を踏まえて必要に応じて修正をさせていただきます。修正につきましては、座長であります私のほうにこちらも御一任いただいでよろしいでしょうか。――ありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定していた議題は終了いたしました。

最後に、事務局から今後の予定について御連絡をお願いいたします。

○根岸商標課長 事務局でございます。

予定の前に1点だけ。先ほどコメントにつきまして御討議いただいた際に、事務局のほうから施行日について発言させていただきましたけれども、現時点ではあくまで予定ということでございますので、紛らわしかったかもしれませんので一応補足させていただきます。

それでは、本日は御審議いただきましてありがとうございました。

次回のワーキンググループは、12月14日（木曜日）10時からの開催を予定しておりますが、議題を含めまして詳細については追って御連絡させていただきたいと思っております。

○島並座長 それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第34回商標審査基準ワーキンググループを閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

閉 会